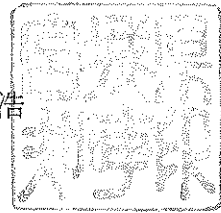


公 告

建築基準法施行細則（昭和46年宮城県規則第21号）第38条第2項の規定により、  
建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する道路の位置の指定の取消しを次の  
とおり行った。

平成22年3月12日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



- 1 申請者氏名（名称） 高橋 凱男
- 2 申請者住所 東松島市矢本字大溜172-2
- 3 取り消した道路の位置 東松島市矢本字大溜211-3, 211-5
- 4 取り消した道路の形状
  - (1)幅員 4.00メートル
  - (2)長さ 34.80メートル
- 5 指定取消年月日 平成22年3月11日
- 6 指定取消番号 第785号（東部土木事務所）